

## 会議議事録

会議名	2023（令和5）年度 第1回栗東市人権擁護審議会
開催日時	2023（令和5）年10月12日（木曜日） 9時30分～11時30分
開催場所	栗東市危機管理センター3階・大研修室
事務局等	【事務局等】 市民部長 西村 滋城・人権政策課長 津野 辰実 人権政策課 村元係長、荒川
出席委員 (13名)	今井会長、平田副会長、大川委員、田中委員、前田委員、 田代委員、嶋林委員、富永委員、吉永委員、山中委員、 松田委員、藤崎委員、澤委員（欠席委員 1名：林委員）
会議内容	協議事項等 2022（令和4）年度栗東市人権擁護計画実施計画実績報告 課題及び評価に対する意見交換
配布資料	資料1 施策体系一覧・評価一覧 2022（令和4）年度【実績報告】 資料2 分野別・各課回答 2022（令和4）年度【実績報告】
傍聴者	0人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

## 1. 開会

- ～事務局より開会のあいさつ～
- ～審議会成立の報告～
- ～栗東市人権擁護都市宣言の代表朗読～

## 2. あいさつ

- ～市長あいさつ～

## 3. 栗東市人権擁護審議会委員の委嘱・自己紹介等

- ～委員の委嘱～

## 4. 栗東市人権擁護審議会委員の自己紹介等

- ～委員自己紹介～
- ～重点事業に関連のある所属課の自己紹介～
- ～事務局自己紹介～

## 5. 協議事項等

- ～会長及び副会長の選出

## 6. 協議事項等

- ～資料の確認～

\*栗東市人権擁護計画実施計画

(第二次栗東市人権擁護計画期間【2022(令和4)年度～2026(令和8)年度】)

①施策体系一覧・評価一覧 2022(令和4)年度【実績報告】・・・資料1 A3 縦

②分野別・各課回答 2022(令和4)年度【実績報告】・・・資料2 A3 横

- ～協議事項等 案件～

2022(令和4)年度栗東市人権擁護計画取組結果報告について

- \*資料1 施策体系一覧・評価一覧 2022(令和4)年度【実績報告】
- \*資料2 分野別・各課回答 2022(令和4)年度【実績報告】

- ～事務局より説明～ (担当)

会 長：ありがとうございました。説明いただいた内容について、ご意見やご質問はありませんか。発言いただく前に発言者の名前を言ってからお願いします。

会 長：161 項目にわたります事業につきまして、まとめていただいた資料ですが、説明いただきました中身について、委員の皆様方からのご意見、ご質問は、発言をいただきます前にお名前の方よろしくお願ひいたします。

G委員：まず評価について評価 1 から 5 まで、それぞれの業務に対して目標を設定して、目標に対してどうだったかという形でございます。目標を超えて達成できた、目標通り達成できたという項目、非常に多くあります。これについてはがんばっておられると思いますが、目標設定の方法が妥当なのかどうかという検証、それも必要かと思ひます。

K委員：私も目標設定について非常に興味があります。評価をすること自体は非常に素晴らしいと思ひますが、評価 2 (目標に及ばなかった)、評価 3 (目標近く達成できた) ここは非常に曖昧でゾーンが広いです。具体的にもう少し達成率、パーセントでいくとか、達成度合いとか、そういう評価ということも今後考えていかれたらいいのかなと思ひます。この場で決めるというよりは、まず問題提起としてさせていただきますと思ひます。あと評価 5 についても、目標超え達成できたということですけど達成率が 110%が 200%なのか、そこも非常にわかりにくいと感じました。評価の基準をもう少しわかりやすく決めたほうがいいので、問題提起させていただきますと思ひます。

会 長：161 項目にわたって出てくる中で、評価 2、評価 3 の中身を見ても、わかりにくいところもあります。その意味でご意見があったかと思ひます。具体的には項目の中で教えていただけるということによろしいか。多分提起していただいております部分については、今後、検討をしていただく方がよいかと思ひます。次に資料 2 の分野別各課回答 2022 年度実績報告に基づきまして、議事を進めさせていただきますと思ひます。

議事の進め方といたしましては、質疑応答を重点事項扱いの 15 課とします。11 課につきましては担当課が不在のところもござひますので、原則として、質疑応答はしないという形で進めていきたいと思ひます。最初は 1 ページから 7 ページ。27 事業につきまして、質問や意見を承りたいと思ひます。よろしくお願ひ申しあげます。

B委員：3 ページの職場研修の関係について、かけると 100%となるように思うが、評価 2 となった理由は何か。

人 事 課：当初、職場研修については、各部署、年間 2 回以上実施をしていこうというところですけども、実際この全体の 57 部署のうち、16 部署が、年間、2 回のとこ

ろが1回しかできていなかったという結果が出たことから、2を付けたということになります。

B委員：できればその理由がどこかに記載されている方が良いと思うので、検討してください。

K委員：目標にまたはと書かれているが、「または」はわかりにくい。それと評価は2でいいが、次にどう生かすかというPDCAを十分回せると良い。これを取り組み課題のところに書かれるのがいいのかなと思います。

会 長：今のご意見はどうですか。

人 事 課：その辺りの課題については、次回以降、記載をするように、させていただきます。

会 長：9番目で指摘をいただいているわけですが、大事な職員の研修の中身ですので、取り組み姿勢を問われているのではないかと思います。その辺りにつきましては十分に充実していきますように、また関係課の方にもしっかりと徹底していただけるよう、お願い申し上げます。  
他の部分につきましてはいかがでしょうか。

K委員：目標値のところは定量目標で何回と書かれるのもいいのですが、実際はこの事業をするのに目的があるわけですから、その目的を達成するための目標というように目標設定されるのがいいのかなと思います。何回という目評価を書いて何回やったからこれで目標達成しているのではなく、その目的を達成するための目標であるべきではないかと思います。それを数字で表していくというのは難しいですが、そういう観点で目標を設定すべきかと思います。

会 長：ご意見として、頑張っていくということによろしいか。

L委員：部落差別と言うと、構えて取り組んでいく感じがします。要は粟東市民全部が輝くような施策というのが基本的にありきだと思います。部落差別、部落差別といいますと何か違うものに取り組んでいくような気がするのですが、それはどうなのですか。

F委員：私の立場から言わせてもらおうと、部落差別をはじめとしてあらゆる差別をなくしていくというのが、私ども解放運動になります。「何か違うものに取り組んでいく」という受け止めではなく、素直に、皆さんとともに、なくしていく方向で進めて

いければ、それに越したことがないと思います。皆さんで取り組んでいただけるというのが本意ですので、意見等いただいて、私どもの方としても、取り組みをさせていただきたいと思います。

L委員：ポイントは部落問題に関わると思うが、栗東市にはかなりの外国の方が住んでおられます。その方たちが、やはり差別を受けています。栗東市に居住しながら差別を受けています。確かに部落問題も大きなポイントで、解決しなくては行けないが、栗東市に住んでいる方たちが差別を受けないような、施策、対応というものを考えていかななくては行けないと私は思います。

会 長：最初に上がっている部分については、国の施策、国の方針もそうですが、法務省でも17の人権問題を取り上げており、その中の一つに、部落問題は、なくしていかなければ行けない重要な課題として挙げております。あわせて、2016年に部落差別解消推進法が出ておりますし、この中でも、差別が実際にあることから、差別をなくしていく、解消していくというふうにも出ております。

現実には、17番によりますと、差別事件2件が現実には起こっている現状もあります。ここの部分から考えますと、栗東市の中で、多くの方々に正しい理解と認識をしていただく啓発をどう進めていくのか、大きな課題になってきますので、整理をしながら進めていただいているとご理解をいただけるとういことかと思っております。

この辺りは差別事象が2件起こって、啓発をどう進めていくのかという部分について、人権政策課から触れていただけますか。

人権政策課：

差別事象の集約という部分も重要ではあるが、その後、その事件を通して、どのように、今後起こらないようにしていくのかということと十分検討しながら、市民の方たちに向けた啓発を、工夫しながら、実施していきたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。

ほかに1から7の項目でよろしいか。それでは、続いて、8ページから13ページの26事業につきましてのご意見やご質問を承っていきたいと思います。

F委員：9ページの34。十里まちづくり事業の啓発について、今まででも啓発してもらっていると思います。それに対して新規で特にこういったところを重点的にしたいなどお考えがあれば教えてください。

ひだまりの家：

34 番の十里まちづくり事業の啓発というところで、ここでは小学校を対象にした受け入れや、目標数値、その結果を書いています。学校関係だけではなく、滋賀県内で同様の同和問題、部落差別について取り組まれるところ、また広く言いますと、全国どこでも、ひだまりの家を中心とした、地域の取り組みの啓発、どういふことをして、このようなまちづくりがなされたのかといったことについて同和事業の発信拠点、啓発事業の発信拠点としての取り組みを広げていきたい、と考えております。

会 長：あわせて学校教育課の方で、24 番の人権同和教育担当者連絡協議会の評価は 3 ということで、おそらく様々な事情で実施できてないということもあるかと思いますが、ひだまりの家との連携も深めながら、十里まちづくり事業について、充実した取り組みができるような働きかけを進めていただきたい。そのあたり、ご意見ありましたら教えていただけますか。

学校教育課：

24 番の人権同和教育担当者連絡協議会ですけれども、まず評価が 3 になっている部分については、例年、実施している県外研修をコロナで中止としたということも含めまして、評価 3 としております。

また、ひだまりの家での十里まちづくり学習を進めるに当たり、人権同和教育担当者連絡協議会をひだまりの家で開催し、市内各保幼小中高の人権の担当者が一同に会し、それぞれ連携しながら、このまちづくりについて理解を深め、研修をしているという状況でございます。また今後も、この担当者連絡協議会につきましても、ひだまりの家の活用、十里まちづくり学習をより効果的に進められるように、協力して進めていきたいというふうに考えております。

会 長：よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

この項目の部分では他にご意見はございませんか。

J 委員：今まで、同和問題について、何十年も教育をしていると思います。私も出身が大阪の堺で、小学校時代、もう 40、50 年前だが、同和教育を受けました。でも、なぜ同和問題がなくなるか。その年代別に、例えば小学生、中学生、高校生が同和問題についてどういふ意識を持っているのかということについて、教育を支える側はどのように把握されているのか。また、教育を受け、成人になり、職場で働くようになった、20 代から 30 代 40 代ぐらゐまでの方が、その教育を受けて、現在どうしているかという部分をどのようにして把握したらいいのかと

ということをお聞きしたい。それが把握されていなければ教育をしても、意味がないような気がします。教育の結果が、同和問題の解決に向けて、人々にどう意識づけられているのかということ把握しないと、教育した結果が見られないと思います。

人権教育課：

まず小中高の子どもたちの部落問題学習についての意識づけですが、基本的に栗東市においては、十里まちづくり学習を基本として取り組みをしています。ただ、十里まちづくり学習は、部落差別をなくすためだけの教育ではありません。部落差別をはじめとしてあらゆる人権尊重の生き方から、人を尊重する生き方、水平社宣言にあったように、自分自身が人を大事にする生き方について部落問題を切り口に学ぶ学習だと理解をしています。部落問題学習はもちろんしますが、それ以外の障害者差別の問題、在日コリアンへの差別問題なども含めて学習を進めています。あらゆる差別について、なくす生き方、自身の生き方を求めていこうということです。それを、子どもたちがどのように意識を持っているかという辺りについては、授業の後の振り返りもそうですし、何よりも子どもたちの生活の中での言葉かけ、子ども同士のやりとりなどの把握もあわせてしています。部落問題に限らず人権学習をした後の教室の雰囲気、数値では言えないが、空気感が非常に温かくなったり、クラスの子どもたちがしんどい思いを持っている子どもたちに温かい声かけをしたり、人を大切にする生き方をしたりして学んでいるのではないかと考えています。それを成人した時、栗東市の市民としてどのように意識を持っているかという辺りですが、2020年に行った意識調査の中に、例えば部落問題について、忌避意識、そこに住むことについて避けようと思うかとか、その人と結婚することを避けようとするかとか、そういう設問があります。栗東の意識調査の回答は、今年度8月4日の栗東市人権教育研究大会の内田先生の講演にもありましたように、県内の平均と比較して忌避意識が低いというデータが出ています。特に栗東の20代30代の方は、初めて部落問題について、学校で学んだ、学校で教えてもらって知ったという回答が非常に高いです。つまり、学校が十里まちづくりを、この10年20年一生懸命やってきた成果として、部落問題について避けるのではなく、それはいけないことだという意識が、すべての人ではないにしても高まっている。滋賀県内の全域と比較しても、栗東では忌避意識が低いということが数値として上がっているのです、これは一つ取り組みの成果ではないかと理解しています。

会 長：J委員よろしかったでしょうか。

J委員：はい。

会 長：その他、いかがでしょうか。

K委員：忌避意識が低いという明確な課題が数値であらわれているなら、数値目標を設定するのがいいのかなと思います。単に参加するだけでなく、アンケートを取っているなら、アンケート中の数値で把握できると思いますので、改善されていくといいのかなと思います。

それと人権尊重、同和教育の位置づけは素晴らしいと思うが、この同和教育の問題の項目より、人権意識、意識の醸成は、共通項目なのかなという感じがしました。

会 長：ご意見として聞かせていただきます。

ここまで、よろしかったでしょうか。

D委員：数値目標を見ていると、目標には及ばなかった2の評価が目がいてしまいます。

それが9項目9事業あり、その取り組み課題を読むと、コロナというのはほとんど消えているのでそういう移り変わりかと思います。人が足りないという課題を挙げている事業は市長にしっかりと見ていただいて、人を増やしていただくということが考えられると思います。

他に例えば、Aさんは部落差別の研修会に5回参加しました。Bさんは1回です。そうすると、Aさんの意識は高い、Bさんの意識は低いですという単純なことは差別の解消に向けては、なかなか言いにくい。教育分野でもそのような数値化で測れない部分を持っています。それも皆さんご存知の上で、こういう数値が出ているという理解をしています。

この9項目の中で、各課それぞれ、他の課と関わり合って改善しているところがあるのか。分類別に対策として分けていった場合に、課と課が関わりあって、少しでも取り組み状況が上昇するようなことにはならないのか。というような総合的な検証をされるポジションが設けられているのか、それはいやいやもう各課の問題であるので、そこでストップしていますということであるのか教えてもらいたい。

会 長：人権政策課、ご回答をお願いします。

人権政策課：

おっしゃった内容については、非常に難しい部分もございます。

人権政策課の方で、具体的な事例を申し上げますと、人権セミナー等の講演会を開催する際に、テーマ設定を行うが、そのテーマによっては、関係課と連携をとりながら、講演会を開催することにより、より多くの方に出席いただけるので、



他課での事業においても、連携できる部分については、庁内での連携を図っていただければというふうに考えております。

K委員：事業をする場合、何のためにするのかという目的が非常に大事。目的が合致するならば、それぞれの課が合同で行うことも可能。そもそも261事業いるのかどうかという部分もあるかもしれないが、目的が少し、不明確、曖昧になっている部分があるように思います。目標のところに、目的と目標が混ざってしまっている。それによって評価もどれとは言わないが、曖昧になっている部分が結構あるなどというふうに思います。まずは何のためにするのか、目的を明確にしていくということが大事だと思います。

会長：全体の推進計画の目標、目的等に関わってくる意見として、整理をしながら進めさせていただこうと思います。  
それでは次の14ページから18ページの事業につきまして、よろしくお願ひします。

D委員：No68について、年によって相談件数に変化はあると思いますが、どのような状況か。

子育て支援課：

年度によって相談件数、相談内容に変化がありますが、令和4年度の実績では、220件の相談がありました。内容は配偶者からのDVに関する相談が多くなっています。中には、DVを受けているという意識がない方もいるため、「あなたは悪くない」ということを相談者の方に気づいていただけるような形で対応を行っています。

D委員：そのご夫婦に子どもがいる場合、心理的な虐待ということで不登校やひきこもり等の要因になる可能性があります。その辺にも配慮した対応をよろしくお願ひいたします。

子育て支援課：

相談があれば、家庭の状況等を十分に把握しながら、必要に応じて家庭児童相談室と連携をとり、対応に当たってまいります。

会長：この項目よろしいですか。それでは、次の19ページから22ページの20事業についてご意見、ご質問をお願いします。

E委員：21 ページの 114 番について、昨今テレビや新聞で某大学の某クラブの学生が学内で薬物を使用した等、薬物使用の低年齢化が起っています。これについて、先ほどもありましたが、目標値として、小学校・中学校で年に 1 回以上、講義を開催してはどうか。例えば、年に 2 回つまり、半年に 1 回。大人でも半年経てば忘れてしまうので、回数をふやして、周知徹底していただけるとありがたいです。万引きについても、防止するために、非行がイコール万引きとはなりませんし、万引きでも、いじめの中でやってこいと命令される場合があります。いじめの関連もあることから把握等に努められてはどうでしょうか。無職少年対策について、非行に走らないように、就労・就学の支援の活動とどのような活動をされているのかということをお教えいただきたいと思います。先の 2 点は私の意見です。

生涯学習課：

87 番の無職少年対策ところですが、評価を 2 としています。まず、相談はほぼない状態です。原因と考えられるのはまず、少年センターが基になっているが、少年センターが相談機関であるという認識が、薄い部分があるだろうということで、PR をしていく必要があります。次に、対象となる方がどこにどれだけいるかという情報収集を図っていく必要があります。関係機関との連携が進んでない部分あり、周辺の高校、警察、関係機関との連携を今後進めていく予定の段階です。未実施、それぞれ評価は 2 していますが、今後取り組んで参りたいと考えています。

J委員： 防災について 0 歳から 2 歳ぐらいの小さな子どもさん連れの方、女性に対して、避難所のあり方、対応、部屋割り等を考えているのか教えてください。

自治振興課：

危機管理課がメインになりますが、自治振興課は避難所の一つとして、地域のコミュニティセンターを利用しています。警報が出たら、危機管理課と調整し、市の職員が配属され、コミセンの部屋を貸し出し、対応を行っています。避難者については、ケースによって、コミセンの中の施設の部屋を利用してもらっています。過去の例では、子ども連れのお母さんがこられた場合は畳の部屋に避難していただいたケースがあります。避難計画に基づいた対応になるかと思えます。

J委員： 具体的な部分は、ケースバイケースということですか。

会 長： 担当課が不在のため、この部分については人権政策課から、担当課へ子どもたち、女性も含め、どのように避難者の命を守っていくのか。対応策、手だてにつ

いて、聞いていただけますか。

人権政策課：

先ほどの内容については、担当課に確認の上、後日回答をさせていただきます。

H委員：85番で網掛けの部分ではないが生涯学習課がおられるので、内容、目標値のことで整合性がない気がするので、具体的にお話を聞きたい。愛のパトロール声かけ運動ということで、おそらく少年センターが定期的にパトロールを行っているものも入っているものと解釈をしています。目標のところ、青少年の、市民会議を構成する構成団体、或いは地域団体のパトロールについて、人数が延べ948と書いているが、学校の構成関係機関とかも含めてとは思いますが、どのような形でパトロールの回数が決まっているものなのか、実施275となっているが、その辺をもう少し詳しくお聞きしたい。

生涯学習課：

回数、人数について、少年センターの分は入っておりません。これは青少年育成市民会議が主で行っている事業で、学区ごとに取り組みの報告を集計したものになります。主に、地振協、PTAで、大半の数は行われていると理解をしています。

H委員：地振協ということだが、事業が浸透しているのか。今までの流れの中でやっているのか、健全な育成をするために担当課としてこういうことをやっていくので、これからも地振協の方と協力したいと思っているのか。地域に住んでいて、愛のパトロールという言葉聞きません。重点項目には上がっていないが、この分野の中で上げるなら、やはり地域の中では取り組んでいく重要なものになるのではないかと感じます。その辺について、地域の中で、こういうことをしているということが、市民にわかるようにしていけると良いと思います。

生涯学習課：

いただいた意見を参考にさせていただきます。私どもとしては、例年6月頃に、審議会で愛のパトロールの研修会を開催しており、事業の趣旨、やり方等について広報をしています。そこに地振協の役員、PTAの役員も含め、たくさん参加していただいています。今後取り組みたいと考えております。

参加されている方が、パトロール中にこの事業は愛のパトロールでやっているという認識、言葉までは、あまりご存知ない部分もあると思います。ただ、市民会議の中でこの事業名で実施しているため、こういった書き方をしているが、子どもたちの健全育成のために実施しているため、事業名もだが、皆がその目標に

向かって実施することも大事だと考えているので、ただいいただいた意見を参考に取り組んでいきたいと考えております。

I 委員：

愛のパトロールに関して、市民会議の役をしているが、今言われたように、6月に愛のパトロールの研修会を、講演と併せて行い、各方面に理解いただけるよう取り組んでいます。市民会議の組織については、100近い学校園、各種団体から参画いただき、120名程のメンバーで構成しています。愛のパトロールの実施については、「愛のパトロール」のたすきをかけ、複数人で回っていただくようお願いし、何月何日に行ったという報告をいただき、集計したものがこの数字であり、コミセンの取り組みでやっていただいているところもあるが、活動の薄いところもあります。私は保護司でもあるが、保護司会でも年間計画を立て、パトロールに参画しているということを申し添えておきます。

会 長： 次の項目に移らせていただきます。23 ページから 25 ページの 15 事業について高齢者についての項目になるが、ご意見やご質問を承りたいと思います。

会 長： ないということですので、26 ページから 30 ページ、26 事業。障がいのある人についての項目に移りますが、ご意見ご質問よろしくお願いたします。

J 委員： 118 の点字ブロック整備事業について、歩道を利用していると点字ブロックが整備されているということがあまり感じられません。草津は駅前から国道 1 号線までまっすぐ点字ブロックが設置されており、キラリエ草津などに行くのが便利だが、栗東の場合、栗東駅からさきらまでまっすぐ綺麗な点字ブロックができているかというと、歩道橋の点字ブロックもボロボロ、歩道の部分も点字ブロックがあるようでないようで、かなり古い点字ブロックがあります。例えば駅前のメインの施設に対して、きれいな点字ブロックを作って欲しいと思うが、その辺の計画はどうでしょうか。

会 長： 土木交通課が不在のため持ち帰りになるが構いませんか。

J 委員： はい。

会 長： 障がい福祉課、社会福祉課で、分かる範囲内で何か参考までに意見、取り組まれていることがあれば教えていただきたい。

障がい福祉課：

具体的なところは把握できていないが、栗東市のバリアフリー基本構想があり、その中で、例えば栗東駅前広場は、点字ブロックの設置、整備等について、短期中長期とそれぞれの年次目標を掲げており、設置、補修をしていくという計画があります。この計画に基づいて、土木交通課の方では取り組んでいると思われます。令和7年度までは、長期計画の部分になるため、もう少し整備できない部分もあるかと思いますが、それに向けては進めていると、そういった実績が書かれているということだと思います。

会 長：詳しくは土木交通課にお答えいただく形になるかと思いますが、大体長短期の計画の中で進められているということだそうです。

D委員： 121 の特別支援教育の就学相談について、待機児童ゼロを目指して、多くの法人保育園等ができていますが、一人一人の子ども状況に応じて、栗東市は支援に力をいれている部分、非常にありがたい。

会 長： それでは、31 ページから 36 ページの 29 事業についてご意見やご質問を承りたいと思います。

G委員： 35 ページ、153 番について、昨年度パートナーシップ宣言について問題提起を行いました。取り組みについてはここに挙げられているが、今年6月に国会でLGBT理解増進法が策定されたことで、栗東市の方に指針のようなものは来いますか。

人権政策課：

お尋ねのあった国からの通知等は現在のところ来ておりません。

昨年度から、委員の方からご意見をいただいていたパートナーシップ制度についてですが、現在のところ具体的な話は進んでおりません。併せて、滋賀県で9月にパートナーシップ制度の来年度中の導入に向けて取り組むという発表がありました。栗東市も、県の取り組み状況、近隣市の状況等も把握をしながら検討していきたいと考えております。

G委員： 法律は、各自治体に対して義務ではないが、具体的取り組みを求めていると理解しています。その中において、今現在県内で、彦根市、近江八幡市、米原市がパートナーシップ宣言を制定しています。滋賀県も、今年度、来年度作っていかうとしているところです。この目標の設定については啓発に努められているところでもあります。ところが、法律は大きな問題を抱えているということをご承知の

通りです。国会でもいろんな議論がされております。

栗東市においては、先進自治体のパートナーシップ宣誓制度に関して情報収集を行う必要があると書かれていますが、事務局の方、委員の皆様方も含めて、いわゆる LGBT 理解増進法ができた中で栗東市として、制度についてどう考えていくのかを、是非とも議論したいと思います。近隣氏の状況を見てから考えましょうではなく、栗東市として主体的にどう考えていくかということを、審議会としては、市長の諮問に対して答申するという権限も持っていると思うので、こちらについても、議論を重ねていきたいと思います。

会 長： G 委員からパートナーシップ制度の事柄について、栗東市の方針という話で、前回もこの部分について、審議会の中で学習していきましょうよという声をいただいています。ここで審議するとなると、しっかりとした協議をする時間がなかなか取れないかと思えます。このあたりは、部長、例えばパートナーシップの事柄について、審議会に、諮問を投げかけるといった考えがあるかないか教えていただきたい。

市民部長： 昨年度 12 月の議会定例会において、公明党さんの方から代表質問があり、市長が重要な課題であるという認識しているという答弁をしています。そうしたことから、市としても、重要なものであるという認識はしているが、先ほど課長からもあったように、県の動向、近隣の状況、パートナーシップ制度に対する反対の運動、そこら辺も十分に考えながら進めていく必要はあると思っております。対応については、慎重にしていきたいと思っています。

G 委員： 反対運動もあるとのことだが、栗東市としては、一般の方が不安にならないような形で取り組んでいくということを中心に据えるということなのか、LGBT 等の人たちの人権をどうして守っていくかという話になると思います。すべての人が安心できるということに軸足を置くとなると、人権施策を進める課としてはどうなのかと思います。このことについては、施策だけではなく教育も大事になります。学校教育においても保護者、地域住民の理解を促すように法律に書いています。そこも含めて、この問題についてどう考えるかということを考える必要があります。各自自治体の取り組みについて、実施計画作りなさい等と言うことは求められてくると思いますが、やはりしっかりと論議をしないといけないと思います。しっかりと協議しながら、事務局とそういった行動計画を作り上げることが重要ではないかと思えます。今おっしゃった内容で、一般の方が不安にならないような形で取り組んでいくということを中心に据えるということだと、それはどうだろうと思えます。

市民部長： おっしゃったように、市民が安心するということが公共にとって大事なことであると認識しています。ただ、日本においては、そういった取り組みが遅れているという状況もありますので、国の方のこれからの動き、そういったところも鑑みながら、市としても慎重に対応を考えていく体制を整えることが必要であると思っています。また皆さんと一緒に勉強していきたいと思っています。

会 長： はい貴重なご意見ありがとうございます。  
市当局の方でも考えを一定整理する必要もあると思います。議会との話も出てこようかと思われれます。その中で、審議会の方については、どうしていくかということについて、事務局と相談しながら、方向性について論議できる場を、調整をさせてもらう形をとらせていただきたいと思います。  
それでは他にご意見等あれば。

L委員： 136番の評価、141番の就労関係も3になっているが、どこでそういう評価されたのですか。

先日もあるところで話したが、外国人の方が2人ほど入っておられて、その方が半年も経つと帰国され、また同じ国の別の方が仕事に来られる。日本は住みやすいからいいですとおっしゃる。そのような感想を持ってもらえてはいるが、本当に外国の方の就労がしやすい職場になっているかどうかということを見ると、就労関係で3の評価は妥当か。今後どう取り組んでいくか、評価3にした意味も含めてお聞きしたい。

商工観光労政課：

当課としては、まず外国人就労相談についても、一般就労相談と同様の対応をしています。外国人の相談の際には、自治振興課に通訳を依頼するなどし、対応しています。

7月と2月の企業訪問時に外国人向けの就労相談についてのチラシを、配布予定をしており、7月には実施したが、2月には未実施となったことから、3という評価を行いました。

随時検討し、次回は4とできるよう、対策を立てていきたいと思っています。

L委員： 就労関係は大変難しく、労働条件、雇用条件を気にすることから、A社でB国の方の就労をしている場合、C社はA社のB国の方との接触を嫌う。国際交流協会との連携の中でお考えをいただきたい。

市民の方で、国際交流協会のご存知ない方が多い。或いは企業でもそういうことに対して無頓着な方もおられる。そういう方面へのPRもこれから、国際交流協会と一緒に進めていただきたい。ともに歩みながら、少しでも働きやすい環境を

作っていきたいと思います。

商工観光労政課：

当課としても様々な企業、市内の事業所を訪問し、障害者雇用も含め、外国人労働者の雇用などについてヒアリング等を行っています。その中で、就労相談者と企業とのマッチングができるよう、今後もさらに何かできることがないか検討していきたいと思います。

会 長： 他にどうですか。

全体見ていただいてC委員、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

C委員： どうしても評価基準がどうかという点も問題になります。それぞれの事業の内容が多岐にわたっているため、評価も細分化され、全体としてはどうなのかというのが見えにくい。プラスマイナスの両面があるかと思います。事務局で、膨大な資料の作成は大変だっただろうと思います。

内容について、質問、意見等あったが、人権を大事にするというのは、全体の幸せも確かにその通りだが、やはり少数者の幸せも目指していくということが人権の推進にとって、一番大事な視点になるのではないかと思います。私自身、今までの既成概念、固定観念を取り払って、自分の人権感覚を磨いていかなければいけないということを自己反省も含め、感じました。

会 長： 161事業について、委員の皆様方から貴重なご意見を賜りました。全体的な目標、目的に関わってくる部分、評価のありようについても問われた。また、具体的な項目の一つ一つの大事な部分についても、指摘を受けました。事務局で整理をし、次回の会議でそういったものを一つ二つでもお返しいただけるような形で取りまとめでいただきたいと思います。

その他連絡事項について事務局よりお願いしたい。

閉会

～副会長あいさつ～

～閉会～